

第10回 高知県森林整備公社経営検討委員会の概要について

開催日時：平成23年2月26日（土）10時00分～12時00分

開催場所：高知共済会館3階 中会議室

参加者：（委員）

根小田渡委員（委員長）、橋本誠委員、金子努委員、戸田文友委員
（高知県）

臼井林業振興・環境部長、大原林業振興・環境副部長、大野森づくり推進課長、
久武企画監（分収林改革担当）、田所行政管理課長、稲垣総務福利課長

1 議事

（1）「改革プラン」に関する各委員の意見について

○事務局より、資料1、資料2に基づき説明。

<主な質疑・意見>

（委員）

採算林と不採算林の区分けについては、異論もなく当然そうすべきであろうと思うが、「森林組合等への斡旋」や「土地所有者に買い取ってもらう」ということが、土地所有者の意欲や資金面で問題があると思う。

また、森林組合が資産を持つことの「保有の制限」、員外利用の法的制限の問題があり、「森林・林業再生プラン」でもそのような方向性となっており、森林法や「森林・林業再生プラン」の位置付けの中での明確な整理が前提でないと、例えば森林組合連合会や森林組合が手を挙げてやろうとしても、規制される可能性があり、無理ではないか。

（委員）

案4は、長期収支計画が多額の債務が見込まれるという現状であり、公社を改革するという目的で経営検討委員会において議論しており、選択肢として取れない。

案1～3は、森林組合がどこまで係わるのか、土地所有者が経営的に可能かという問題はあるが、森林法や制度について解決していくことを前提に行うことが出来るのであれば、案3をベースに進めていくことが良いと思う。

（委員）

案2、案3は、AとBは採算がとれ運営しやすいため良いと思っていたが、無償で返すと公社に損が出る、時価になると契約満期まで公社が持って売る金額よりもかなり低い価値となり、公社が損をすることとなる。理想は将来価値を割り戻した現在価値で売ることが出来れば良いが、そうなると案1も捨てがたいと思う。結果としてA～Eを持った方が公社の収支が良いのではないか。

現時点で計算される回収不能額は案1～4のどれでも変わらない。Bの一部とC、D、Eが債権放棄額の対象になると思っている。

（委員）

国の再生プランは、どこまで本気なのか見定める必要がある。

材価は上向きであり、材価が2,000円変わると、長期収支見通しは数十億単位で変わる、見極めが難しい。用材としての用途ではなく、バイオマス原料としてキロワット当たり20円前後と想定すると、立木価格はm³あたり12,000円になる。そうなるとCDEの評価も変わってくる。拙速にやるのではなく、答申の最終案の取りまとめには、時間をかけることも必要であると思う。

(委員)

案1は丸抱えで事業をする、案2はAだけでは利益が出てしまうが、Bの団地を取り込むことで収支相償となる、案3も公益事業をするため、公益法人の移行の要件は問題ないと思う。

(委員長)

案4は、選択肢としてないのではないかと思うが、案1～3でどれがベターか、欠席している委員の意見も含めて事務局ではどう考えているか。

(事務局)

委員さんにお聞きした中では、不採算林を切り離す案2が良いという意見が多かったように感じる。経営的に見るのか、それとも公益性を含めて見るのかによって違いがあり、「経営から見ると案2」、「案1も案3も捨てるのが難しい」というような意見もあった。ただ、案4は、中間報告からすると逸脱しているという気がする。案1～3について事務局でも優劣が付けにくい。

今日議論が進まないのであれば、案の切り離した時の施業の受け皿や手段を各委員さんの聞きながら整理して、次回の委員会に提示させて頂きたい。その手段で対応出来ないのであれば、案1に戻るといった方向性で進めたい。(委員一同：了承)

(委員)

案1～3毎に、公社として損をする額が必要。これは案1が一番損が少ないと思っていて、金額を明確にした上で、案2・3を選択するのであれば、損は大きいけれど集中的に行うことが良いということだと思っているので、金額はこの議論の場にあった方がいいと思う。

(2) 全国統一の林業公社会計基準による森林資産評価等について

○事務局より、資料3、資料4に基づき説明。

<主な質疑・意見>

(委員)

今後の木材価格の長期的なトレンドは。

(事務局)

木材価格は、基本的には為替レートとほぼ連動をして動く。国では国産材率を50%に、バイオエネルギーも大幅に伸ばすということであるが、国産材が使われるようになったからといって、今の価格の倍になるということは考えにくく、振れ幅としては、何千円単位で上がっていくというのが、将来に向けての方向ではないかと思う。

(委員)

森林資産評価は、市場原理主義だけで考えることは非常に無理がある。水源林造成等を含めて高知県の分収林は人工林の10%を超えており、これまで果たしてきた役割と将来に渡って評価することがあってしかるべきだと思う。厳しい査定をすることで、森林・林業の将来に及ぼす影響が逆(負)に働くことも、決して少なくない部分があると思う。語弊もあるが、将来をもう少し希望的観測のもと、譲歩、修正をできるような方向性を示すべき必要があると思う。

(委員)

単純に現時点での経済的な合理性のみで判断するというのは、問題が大きいと思う一方で、最終的な県民の負担も考えて、公社の在り方を考えるべき時に入っているのではないかと思う。

それで、どういう手段を取れば県民負担が大きくなるかということ、法的な問題も含めて考えていく必要があると思う。

(委員)

どの価格にするかで金額が大きく違う。いろいろパターンがあるが、どれか1つに決めるのか。

(委員長)

特に決めるのではなく、直近の木材価格をベースに試算をしてみると、長期的にはこういう

債務超過が出る、それを踏まえてどうするか考えるというベースであり、参考の数字というふうに考えたらいいのではないか。具体的に必ずそうなるということではない。

(委員)

昨年8月、東京高裁判決で損失補償契約の無効、履行の差し止めを認める判決が出た。現在上告の受理申立中であり、平成23年3月中に受理されなければ、判決が確定する。

この判決が、公社の損失補償に及ぶのかどうか裁判になってみないとわからないが、損失補償契約の条項や、損失補償契約を公庫と結んだ経緯をみて、法律の趣旨に反するかどうかの判断になるが、及ぶ可能性は高い気がする。

仮に違法となると、金融機関は別途任意に訴訟を起こして回収するべきだという判断が出るので、損失補償契約が無効だからといって県の責任がないということにはならないだろうと思う。県が損失補償の履行に基づき公社に支払うことが出来なければ、今後の県の公社支援に少なからず影響があると思われる。

(3) 今後のスケジュールについて

(事務局)

事務局の資料提供の遅れや、全国的な公社の動きがあり、今年度中に「改革プラン」を策定していただくのは難しくなった。公益法人への移行期限である平成25年度まで時間があるわけではないが、委員の意見をお聞きしながら、検討委員会を半年くらい延長して、今後、出来れば毎月1回くらい委員会を開催し議論を継続して、平成23年9月を目処に「改革プラン」の策定をお願いしたい。

(委員一同：了承)

(事務局)

次回の検討委員会は、3月末の最終週でお願いしたい。3月中下旬に委員さんに、切り離しの具体案について意見聴取させてい頂きたい。

(委員長)

事務局でまとめた経営方針の見直し案については、当面は、案2あるいは案3の分離の方向を念頭に、事務局は、案2、案3が非常に困難であれば、案1が浮上する可能性もあるという含みも考えて、具体的な問題点の洗い出しと、各委員さんの意見聴取も進めてもらいたい。